

さいたま市議会 規 則 番 号	さいたま市議会規則名	公布年月日
さいたま市議会 規 則 第 1 号	さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則	令和6年7月9日

さいたま市議会規則第1号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章 会議 第1節～第8節 [略] 第9節 公聴会及び参考人（ <u>第78条—第84条</u> ） 第10節 会議録（ <u>第85条—第89条</u> ） 第2章 委員会 第1節 総則（ <u>第90条—第95条</u> ） 第2節 審査（ <u>第96条—第112条</u> ） 第3節 秘密会（ <u>第113条・第114条</u> ） 第4節 発言（ <u>第115条—第126条</u> ） 第5節 委員会及び副委員長の互選（ <u>第127条・第128条</u> ） 第6節 表決（ <u>第129条—第139条</u> ） 第3章 請願（ <u>第140条—第146条</u> ） 第4章 辞職及び資格の決定（ <u>第147条—第151条</u> ） 第5章 規律（ <u>第152条—第160条</u> ） 第6章 懲罰（ <u>第161条—第167条</u> ） 第7章 議員の派遣（ <u>第168条</u> ） 第8章 補則（ <u>第169条—第172条</u> ） 附則 （宿所又は連絡所の届出） 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、 <u>また</u> 同様とする。 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を <u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	目次 第1章 会議 第1節～第8節 [略] 第9節 公聴会及び参考人（ <u>第77条の2—第77条の8</u> ） 第10節 会議録（ <u>第78条—第82条</u> ） 第2章 委員会 第1節 総則（ <u>第83条—第87条の2</u> ） 第2節 審査（ <u>第88条—第104条</u> ） 第3節 秘密会（ <u>第105条・第106条</u> ） 第4節 発言（ <u>第107条—第116条</u> ） 第5節 委員会及び副委員長の互選（ <u>第117条・第118条</u> ） 第6節 表決（ <u>第119条—第129条</u> ） 第3章 請願（ <u>第130条—第136条</u> ） 第4章 辞職及び資格の決定（ <u>第137条—第141条</u> ） 第5章 規律（ <u>第142条—第150条</u> ） 第6章 懲罰（ <u>第151条—第156条</u> ） 第7章 議員の派遣（ <u>第157条</u> ） 第8章 補則（ <u>第158条・第159条</u> ） 附則 （宿所又は連絡所の届出） 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 （会期中の閉会） 第7条 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第 9 条 会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 5 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報じる。

(議案の提出)

第 14 条 議員が条例案、決議案、意見書案その他の議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付けて、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が前項の議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付けて、委員長から議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第 21 条 [略]

(日程の終了及び延会)

第 24 条 [略]

る。

(会議時刻)

第 9 条 会議時刻は、午前 10 時とする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時刻を変更することができる。ただし、出席議員 5 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(議案の提出)

第 14 条 議員が条例案、決議案、意見書案その他の議案を提出しようとするときは、文書により、理由を付けて、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が前項の議案を提出しようとするときは、文書により、理由を付けて、委員長から議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の順序変更及び追加)

第 21 条 [略]

(議事日程の終了及び延会)

第 24 条 [略]

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 [略]

2・3 [略]

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第142条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [略]

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 [略]

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 [略]

2・3 [略]

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第132条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [略]

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [略]

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 [略]

(発言の通告及び順序)

第51条 [略]

2・3 [略]

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 [略]

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 [略]

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議

(発言の通告及び順序)

第51条 [略]

2・3 [略]

4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 [略]

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 [略]

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議

に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第 7 8 条 [略]

第 7 9 条 [略]

（公述人の決定）

第 8 0 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

第 8 1 条 [略]

第 8 2 条 [略]

第 8 3 条 [略]

第 8 4 条 [略]

（会議録の記載事項等）

第 8 5 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第 8 6 条 [略]

に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 7 7 条の 2 [略]

第 7 7 条の 3 [略]

（公述人の決定）

第 7 7 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 [略]

第 7 7 条の 5 [略]

第 7 7 条の 6 [略]

第 7 7 条の 7 [略]

第 7 7 条の 8 [略]

（会議録の記載事項等）

第 7 8 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、やむを得ない場合は、録音によって記録することができる。

第 7 9 条 [略]

<u>第 8 7 条</u> [略]	<u>第 8 0 条</u> [略]
<u>第 8 8 条</u> [略]	<u>第 8 1 条</u> [略]
<u>第 8 9 条</u> [略]	<u>第 8 2 条</u> [略]
<u>第 9 0 条</u> [略]	<u>第 8 3 条</u> [略]
<u>第 9 1 条</u> [略]	<u>第 8 4 条</u> [略]
<u>第 9 2 条</u> [略]	<u>第 8 5 条</u> [略]
<u>第 9 3 条</u> [略]	<u>第 8 6 条</u> [略]
<u>第 9 4 条</u> [略]	<u>第 8 7 条</u> [略]
(出席委員に関する措置) <u>第 9 5 条</u> この章における出席委員には、さいたま市議会委員会条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 6 号。以下「条例」という。）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に<u>出席している</u>委員を含む。	(出席委員に関する措置) <u>第 8 7 条の 2</u> この章における出席委員には、さいたま市議会委員会条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 6 号。以下「条例」という。）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に<u>出席した</u>委員を含む。
<u>第 9 6 条</u> [略]	<u>第 8 8 条</u> [略]
<u>第 9 7 条</u> [略]	<u>第 8 9 条</u> [略]
<u>第 9 8 条</u> [略]	<u>第 9 0 条</u> [略]
<u>第 9 9 条</u> [略]	<u>第 9 1 条</u> [略]
<u>第 1 0 0 条</u> [略]	<u>第 9 2 条</u> [略]
(動議の撤回) <u>第 1 0 1 条</u> 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</u>	(動議の撤回) <u>第 9 3 条</u> 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の<u>承認を要する。</u>
<u>第 1 0 2 条</u> [略]	<u>第 9 4 条</u> [略]
<u>第 1 0 3 条</u> [略]	<u>第 9 5 条</u> [略]
<u>第 1 0 4 条</u> [略]	<u>第 9 6 条</u> [略]

<u>第105条</u> [略]	<u>第97条</u> [略]
<u>第106条</u> [略]	<u>第98条</u> [略]
<u>第107条</u> [略]	<u>第99条</u> [略]
<u>第108条</u> [略]	<u>第100条</u> [略]
<u>第109条</u> [略]	<u>第101条</u> [略]
<u>第110条</u> [略]	<u>第102条</u> [略]
<u>第111条</u> [略]	<u>第103条</u> [略]
<u>第112条</u> [略]	<u>第104条</u> [略]
<u>第113条</u> [略]	<u>第105条</u> [略]
<u>第114条</u> [略]	<u>第106条</u> [略]
(発言の許可)	(発言の許可)
<u>第115条</u> 委員は、 <u>全て</u> 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。	<u>第107条</u> 委員は、 <u>すべて</u> 委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。
<u>第116条</u> [略]	<u>第108条</u> [略]
(発言内容の制限)	
<u>第117条</u> 発言は全て、簡明にするものとして、 <u>議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</u>	
<u>2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。</u>	
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
<u>第118条</u> 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「 <u>委員外議員</u> 」という。） <u>）</u> に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	<u>第109条</u> 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
2 委員会は、 <u>委員外議員</u> から発言の申出があったときは、その許否を決める。	2 委員会は、 <u>委員でない議員</u> から発言の申出があったときは、その許否を決める。
3 前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、 <u>委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u>	3 前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、 <u>委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u>
<u>4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で</u>	

説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第119条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第120条 [略]

第121条 [略]

第122条 [略]

第123条 [略]

第124条 [略]

第125条 [略]

(答弁書の配布)

第126条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(互選の方法)

第127条 [略]

2～5 [略]

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第128条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

第110条 [略]

第111条 [略]

第112条 [略]

第113条 [略]

第114条 [略]

第115条 [略]

(答弁書の朗読)

第116条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(互選の方法)

第117条 [略]

2～5 [略]

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第118条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告) <u>第129条</u> 委員長は、表決を<u>採ろうとする</u>ときは、表決に付する問題を宣告する。 <u>第130条</u> [略] <u>第131条</u> [略] (起立による表決) <u>第132条</u> 委員長が表決を<u>採ろうとする</u>ときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、<u>又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは</u>、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>採らなければならない</u>。 (投票による表決) <u>第133条</u> 委員長が必要があると認めるとき、<u>又は出席委員から要求があるときは</u>、記名又は無記名の投票で表決を<u>採る</u>。 2 [略] <u>第134条</u> [略] <u>第135条</u> [略] (選挙規定の準用) <u>第136条</u> 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から<u>第30条まで</u>、<u>第31条第1項から第3項まで</u>及び第32条第1項の規定を準用する。 <u>第137条</u> [略] (簡易表決) <u>第138条</u> 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>採らなければならない</u>。 (表決の順序) <u>第139条</u> 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから	(表決問題の宣告) <u>第119条</u> 委員長は、表決を<u>とろうとする</u>ときは、表決に付する問題を宣告する。 <u>第120条</u> [略] <u>第121条</u> [略] (起立による表決) <u>第122条</u> 委員長が表決を<u>とろうとする</u>ときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき<u>又は</u>委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を<u>とらなければならない</u>。 (投票による表決) <u>第123条</u> 委員長が必要があると認めるとき<u>又は</u>出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を<u>とる</u>。 2 [略] <u>第124条</u> [略] <u>第125条</u> [略] (選挙規定の準用) <u>第126条</u> 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から<u>第31条まで</u>及び第32条第1項の規定を準用する。 <u>第127条</u> [略] (簡易表決) <u>第128条</u> 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を<u>とらなければならない</u>。 (表決の順序) <u>第129条</u> 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから
---	---

先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第140条 [略]

2・3 [略]

- 4 請願者が請願書(会議の議題になったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条 [略]

(請願の委員会付託)

- 第142条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第143条 [略]

2 [略]

- 3 前項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

- 第144条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第130条 [略]

2・3 [略]

- 4 請願者が請願書(会議の議題になったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

第131条 [略]

(請願の委員会付託)

- 第132条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第133条 [略]

2 [略]

- 3 前項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

(請願の審査報告)

- 第134条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

<u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3 [略]</u> (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) <u>第145条</u> 議長は、議会の採択した請願で、市長<u>その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することと決したものについては、これを請求しなければならない。</u> (陳情書の処理) <u>第146条</u> 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。 <u>第147条</u> [略] <u>第148条</u> [略] <u>第149条</u> [略] <u>第150条</u> [略] (決定の通知) <u>第151条</u> 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。 <u>第152条</u> [略] (携帯品) <u>第153条</u> 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u> <u>第154条</u> [略] <u>第155条</u> [略] <u>第156条</u> [略]	<u>2 [略]</u> (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) <u>第135条</u> 議長は、議会の採択した請願で、市長<u>その他関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することと決したものについてはこれを請求しなければならない。</u> (陳情書の処理) <u>第136条</u> 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理することができる。</u> <u>第137条</u> [略] <u>第138条</u> [略] <u>第139条</u> [略] <u>第140条</u> [略] (決定書の交付) <u>第141条</u> 議会が議員の被選挙権の有無又は<u>法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u> <u>第142条</u> [略] (携帯品) <u>第143条</u> 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、襟巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u> <u>第144条</u> [略] <u>第145条</u> [略] <u>第146条</u> [略]
--	---

第 1 5 7 条 [略]

(資料等の配布許可)

第 1 5 8 条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第 1 5 9 条 [略]

(議長の秩序保持権)

第 1 6 0 条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いしないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の提出)

第 1 6 1 条 [略]

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第 1 1 4 条第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 1 6 2 条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第 1 6 3 条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 1 6 4 条 [略]

第 1 6 5 条 [略]

第 1 6 6 条 [略]

第 1 6 7 条 [略]

(議員の派遣)

第 1 6 8 条 [略]

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第 1 4 7 条 [略]

(資料等印刷物の配布許可)

第 1 4 8 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

第 1 4 9 条 [略]

(議長の秩序保持権)

第 1 5 0 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いしないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の提出)

第 1 5 1 条 [略]

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第 1 0 6 条第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 1 5 2 条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

第 1 5 3 条 [略]

第 1 5 4 条 [略]

第 1 5 5 条 [略]

第 1 5 6 条 [略]

(議員の派遣)

第 1 5 7 条 [略]

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(電子情報処理組織による通知等)

第169条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第126条、第141条第1項及び第142条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発し

<u>た時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u> <u>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u> <u>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> <u>（電磁的記録による作成等）</u> <u>第170条 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> <u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> <u>第171条 [略]</u> <u>第172条 [略]</u>	<u>第158条 [略]</u> <u>第159条 [略]</u>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。